

令和 8 年 6 月 1 7 日

照会者名



出入国在留管理庁参事官（法規）

令和 8 年 5 月 2 9 日付けで別添により照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

1 照会対象法令（条項）の対象となるか否かについて

対象となる / 対象とならない

（※ 回答しない場合は、その旨を記載する。）

2 理由（見解及び根拠）

出入国管理及び難民認定法第 2 1 条第 3 項は、在留期間の更新の申請があった場合には、在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる旨規定しているところ、在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由の有無を判断するに当たっては、申請者の申請事由の当否のみならず、当該外国人の在留中の一切の行状、国内の政治・経済・社会等の諸事情、国際情勢、外交関係、国際礼譲など諸般の事情を斟酌することとなるから、厨房の壁面・床面及び建物と一体に設置されたシンク・排水溝等の清掃・衛生管理を行うための残置食器等の移動をするといった行為が相当の理由の判断の中でどのように評価されるかについては、個別具体の事案を離れて一般的・抽象的に回答することは困難である。

本回答は、照会対象法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束し得るものではありません。